

## 責任、意図、そして「二重結果」

鴻浩介

行為の意図された結果と、予期はされていたが意図されてはいなかった結果が道徳的身分において異なるとする「二重結果の原理」は、はたして正当なものであるのか。倫理学においてこの点は繰り返し激しい議論の対象となってきた。ところで、そのような議論を行うためには、そもそも意図とか予期といった概念が正確に何を意味するものであるのか、概念分析をして下地を整える必要があるはずだろう。しかしそのような作業は、これまで必ずしも十分に行われてきてはいない。本稿ではこの状況の改善に寄与するべく、二重結果の原理を分析行為論の立場から記述的に分析する作業を行う。

二重結果の原理の根本にある概念的区別は、意図的に行為することと知った上で行為することの間の区別である。1節ではまず、行為論において「デイヴィドソンの挑戦」の名で呼ばれる有名な問いを引き合いに出しつつ、この区別が私たちの実践に深く根付いたものであると論じる。2節では、二重結果の原理に具体的な定式化を与える。3節では、この原理が何を述べるものであるのかをより明確にするために、行為論において「コミットメント」と呼ばれる概念を援用することが適切であると示し、コミットメントと二重結果の原理の関係を整理する。4節ではここからの発展的な議論として、P. フットの提起した「近接性」の問題をとりあげ、これに関する A. ヒルズの応答を批判的に検討する。

### 1. 意図的に行為すること、知った上で行為すること

分析哲学における行為論にとって、いわば出発点のひとつともなった問いがある。G. E. M. アンスコムなどの行為論に対する批判として D. デイヴィドソンが提起したその問いは、現在ではしばしば「デイヴィドソンの挑戦

(Davidson's challenge) 」と呼びならわされている。だがその例としてもっともよく知られているものは、デイヴィドソン自身ではなく A. R. メレの手による、以下のようなものだろう。

アルは今朝、芝生の刈りこみをした。彼にはそうすべき理由が二つ存在したのである。まず一方で彼は、今週中に刈り込みをやっておく必要がある、そしてこの一週間では今朝が最も都合がよいと判断していた。また他方で、朝早くから芝刈り機の音を響かせれば寝ている隣人に仕返しができるということ（彼はいつも逆の目にあわされていたのである）も彼には分かっていた。しかし実際には、彼はこれらのうち一方のみを理由として刈り込みを実行した。すなわち、アルには刈り込みすべき理由が二つあり、そして刈りこみをしたのであるが、しかし彼は二つの理由のうちどちらか一方だけのゆえに刈りこみをしたのである。では、そのゆえに刈り込みが行われた、その実際の理由が、二つのうちどちらだったのか、どうやって決定できるのだろうか？<sup>1</sup>

デイヴィドソンは自ら立てたこの問いに、それは因果関係によって決定できる、と答え、それより優れた回答がアンスコムなどの反因果的行為論の側から果たして可能であるかという「挑戦」を突きつけたのであった (Davidson, 1963)。だがその経緯を改めて見てゆくことや、回答を試みることは本稿の主題ではまったくない。ここで改めて考えてみたいのはむしろ、この「挑戦」とはそもそも、どこまで真剣に答えられるべき意義を持ったものなのか、ということである。

行為論の「業界的」な常識を離れて眺めてみたならば、「アルという男は刈り込みをするべき理由が、自分に二つあることを知っていた。だが彼は、一方のみを理由として刈り込みをしたのだ」という状況の想定自体に、一体どのような実践的重要性があるのかは直観的に明らかとはいえない。これは、アルの隣人の立場になって考えてみたならば理解しやすいように思われる。アルは(あ

---

<sup>1</sup> Mele (1997: 240) を元にしたが、引用にあたっては手を加えている。

るいは、アルの行為の哲学的分析に興味を持った行為の哲学者たちは)、アルの行為の「実際の理由」がどちらであったのか、それを確定するための理論を長々と提示するかもしれない。だが隣人の立場からしてみれば、そのような理論的分析に対して「それがどうした」の一言をかけたくなるのではなかろうか。隣人の視点からみればアルの行為は、哲学的にどう分析されようと「わかった上で、わざと、自分に仕返しをした」と記述するほかに余地のないものに映るのではないだろうか。

アルと行為の哲学者たちは、隣人の反応にこう返すかもしれない。「いや、それは正しくない。アルが刈りこみをした実際の理由が、仕返しだったとは限らないのだから。実際の理由は、純粋な時間の都合だったかもしれない。だとすれば、それは真正の仕返しとはいえないのだ」。だが、隣人は再びこう応じるだろう。「実際の理由、という用語であなたたちが何を指しているのか知らないが、そんなのは私にとって何の興味もないことだ。アルのやつは私がふだんやっているのと同じ時間に、同じようにして刈込みをした。それが意趣返しになると十分知った上で、私に言わせれば、それは仕返しと呼ぶのだ!」

私が想定したこのような反応は、単なる無知な素人の不満として、無視してしまってもよいものだろうか。そんなことはないのではないかと私は考える。行為の哲学はその本性から言っても、法学や倫理学といった実践的学問分野との緊密な関係によって発展してきた。そのような実践哲学としての行為論を研究するのであるかぎり、ある問いが実践的にどのような重要性をもっているかに関する素朴な疑問はいつだって無視してはならないものであるはずだ。「デイヴィッドソンの挑戦」がはたして実践的重要性をもった問いかけであるのか否かは、真剣に考察する必要があるはずなのだ。

そして結論を言えば、私は、この問いはまさしく実践的に重要であるのだと思う。上のような隣人の反応は、十分にありうるものだが、結局はやはり一種の短慮を示しているものだと言わねばならないのである。それはなぜか。

隣人の言い分において中心になっていた主張は、「仕返しになることを知ったうえで行為したのなら、それはわざと仕返ししたこととまったく同じである」というものだった。一般的に書けば、「自分の行為がEという結果をもたらすことを知った上で (knowingly) 行為することと、E という結果を意図して

(intentionally) 行為することとは、実践的に何の違いもない」ということである。別の言い方をすれば、意図された結果 (intended effect) と予見された結果 (foreseen effect) の間に実践的関心の対象になりうるような違いなどない、ということだ。もしこれが真であるならば、隣人が述べる通り、「デイヴィドソンの問い」は一般生活者にとって何の関心も呼び起こさないような、純粹に理論的な問題提起に過ぎないことになりうる。<sup>2</sup>

だが少し反省してみれば、この主張が一般に真であるとは到底考えられないことに誰でも気づくだろう。ある結果を意図して行為することと、その結果がもたらされると知った上で行為することが、一般にまったく実質的な差異をもたないと考えてしまうことは、私たちの生活にとって破壊的といってもよい。例えば、私たちは歯医者に行って治療を受けることがあるだろう。その時はたいてい痛い思いをする。歯医者はもちろん、私たち患者が痛い思いをすることは知っている (ということをお私たちも知っている)。しかしながら、これを「歯医者は、私たち患者が痛い思いをすることを意図している」と言い換えることは到底できないだろう。明らかに、これら二つの表現は相当異なった意味をもって用いられているのである。あるいはもっと極端なことも考えられる。私たちが母親から生まれる時、両親は自分の子もいずれ死ぬということが分かっていたに違いない (もちろん意識にはのぼらなかつただろうが)。しかし、親たちは死なせることを意図して私たちを産んだのではない。<sup>3</sup> このような例は、日常生活の中からいくらかでも引き出してくることができる。

とすれば、「知った上で行為する」と「意図して行為する」とこととのあいだに何であれ違いが存在する、という観念は、私たちの生活に深く埋め込まれているのだ。その区別は他者の、あるいは私たち自身の行為を理解したり評価したりするときに重要な役割を果たし続けている。そうであるからこそ私たちはその違いを明確にしたいと願うものであり、「デイヴィドソンの挑戦」

---

<sup>2</sup> そうなりうるということは、本来ならばもう少し丁寧に示すべきことだろう。だが本稿の目的から離れすぎってしまうため、この点に関するより詳細な議論は、省かざるを得ない。

<sup>3</sup> そうでないならば、出産は常に遠大な殺人であるということになりかねない (Anscombe, 1982: 219)。

もまた実践的観点から答えられる価値のある問いとってよいのである。

次節から述べてゆく通り、「知った上で」と「意図して」の違いは倫理学における「二重結果の原理」の概念的な基盤をなすものである。だが本節で見てきたことが正しいのだとしたら、この区別それ自体の重要性は、二重結果の原理との関係だけにとどまるものではない。むしろこの区別は、それなしには分析的行為論の基本的な枠組み自体が意義を失いかねないほどに、私たちの実践に強く根を張ったものなのだ。

## 2. 二重結果の原理

「知った上で」と「意図して」の区別が行為の理解や評価に影響を与えるというのは決して道徳的文脈に限ったことではない。ある行為が優雅な行いであるか否か、とか、男らしいまたは女らしい行いであるか、この競技のルールに違反していないか、等々、実にさまざまな文脈でそれは役割を果たしているだろう。しかし、特に道徳的責任にかかわる文脈でその重要性が高まることも確かである。それを原理として述べたものが、いわゆる「二重結果の原理 (The Doctrine of Double Effect、以下 DDE と略す)」にほかならない。この原理の定式化には実に様々なバリエーションが存在するが、本稿では次の形式で検討する。<sup>4</sup>

### 二重結果の原理 (DDE)

ある行為が道徳的に悪い結果を伴っており、行為者がその結果を予見していたとしても、それが次の条件をともに満たしていたならば、行為者に責任を問えない場合がある。あるいは少なくとも、責任が軽減される場合がある。

〈条件 1〉 行為者は悪い結果を意図していない。

〈条件 2〉 行為は善い結果をも伴っており、それは悪い結果を正当化しうる。

DDE は、少なくとも何らかの形で私たちの道徳実践に深く食い込んでいると思われる。それゆえに、この原理に考察を加えることは実践的な重要性をもつ。

---

<sup>4</sup> 以下の定式化は比較的簡略化されたものであり、一般にはもう少し細かく分解して論じられることが多いのであるが、本稿での議論にとってはこれで事足りる。

そしてその考察においては、いくつかの異なったレベルの問いをそれぞれ区別しなければいけない。具体的には、少なくとも3つの、明白に異なった問いが存在しうる。

### ① 意味論的な問い

DDE の提示する条件とは、正確に何を意味しているのか？ 例えば、ある結果を意図していることと単に予見していることは、概念的にはどのように異なっているのか？

### ② 認識論的な問い

条件のそれぞれが満たされているか否かは、どのようにして判別できるのか？ 例えば、行為者がある結果を意図しているか否か、どうすれば分かるのか？

### ③ 規範的な問い

DDE は道徳的原理として本当に正当、かつ有意味であるのか？

ここで強調しておくべきは、①～③は原則としてこの順番で行われなければならない、ということである。①が②と③に先行するのは明らかだろう。また仮に DDE が理論的には正当であったとしても、条件が検証不可能であると判明したならばそれは原理として有意味とはいえないのだから、②も③の前に考察される必要がある。まとめていえば、DDE の記述的な分析は DDE の規範的な評価に先立つべきなのである。①や②に関して一応の共通見解すら形成しないまま③を論じようとするならば、不幸なすれ違いや水掛け論が生じてしまう危険はたいへん大きくなる。<sup>5</sup> 本稿は①と②の問いに、それも〈条件 1〉に関しての①と②の問いにのみ集中する形で、行為論の視点から DDE の記述的分析に寄与しようとするものである。

議論を進める前にひとつ注意しておかなければならない。二重結果の原理という呼び名の通り、この原理は基本的に行為とその結果の因果関係について適用されることがほとんどである。しかし一般的に言って、私たちが行為することによって何かをもたらす時、つねにそれが因果によってなされているわけで

---

<sup>5</sup> 「現在の私たちにとって道徳哲学を論じることは有益ではない。適切な心理学の哲学を手にするまで、それはともかく棚上げしておくべきなのだ。」(Anscombe, 1958: 169)

はない (cf. Goldman, 1971)。例えば私が時間通りに到着することによって約束を守った場合、「時間通りに着く」ことは「約束を守る」ことの原因では(おそらく)なく、両者はむしろ規約的な関係にある。本稿ではこのように、行為によってもたらされるものを一般に含むような意味で「結果」という語を用いることにする。「成果」とか「帰結」といった別の語を使わないのは、二重結果の原理という日本語においてほぼ定着した呼び名を、あえて改定したくないからである。<sup>6</sup>

### 3. 意図とコミットメント

DDE の分析を行うにあたって、一般にその適用例とみなされている事例のうちから一つをあげておくことにする。

#### 戦略爆撃と恐怖爆撃

ある政治家が空軍へ指示を送り、戦争中の敵国の兵器工場へ爆撃を行った。彼は、早く戦争を終結させようという意図でこの決断をしたのである。これにより工場は破壊され、工場員や付近の住民などの民間人に多数の死者が出た。このとき、この爆撃を次の二種類に区別する。

##### (a) 戦略爆撃 (strategic bombing)

政治家は兵器工場を破壊することによって敵国の戦力を奪い、戦争を終わらせようとした。その時民間人に死者が出ることを予見してはいたが、意図してはいなかった。

##### (b) 恐怖爆撃 (terror bombing)

政治家は民間人を殺傷することによって敵国の士気を奪い、戦争を終わらせようとした。すなわち民間人の死を意図して爆撃を行った。

ここで、戦争の早期終結という善い結果は民間人の死という悪い結果を正当

---

<sup>6</sup> たとえば Roughley (2007) は、副次的帰結の原理(The principle of collateral consequences)という呼び名を提案している。本来ならば、たしかにこうした呼び方のほうがベターであろう。

化しうる、と仮定する。<sup>7</sup> また注意点として、(a) も (b) も実際に生じた出来事は同一であり、異なっているのは政治家の意図のみである。<sup>8</sup> この状況下において DDE は、(a) の政治家を擁護しうるが (b) の政治家は擁護しえないことになる。すなわち、恐怖爆撃の指示者は純然たる大量殺人行為の責任を負うのに対して、戦略爆撃の指示者はその責任を負わない、あるいは少なくとも恐怖爆撃の場合と同じだけの責任を負わない、と結論できることになる。

さて予告した通り、ここで考察したいのはこの結論の正当性ではなく、(a) と (b) の違いがそもそもどこに存するのだからである。核心は、民間人の死という未来の事態に対して政治家がとりえた「予見」という態度と「意図」という態度の概念的相違にある。政治家が「私が指示したのはあくまでも戦略爆撃である。私は兵器工場の破壊だけを意図して、狙って、目指して、指示を与えたのだ。それによって民間人が死傷するということを予見してはいたが、決してそれを意図したのではない」と弁明をしたとき、確かに何か、考慮の対象になりうる論理が働いているように感じられる。だが正確に言えば、それは何なのであろうか。

次のような回答は有望ではないだろう。「恐怖爆撃を意図していたならば、政治家は民間人の死を望ましいと考えていたはずだ。しかし戦略爆撃を意図していたならば、そうとは限らない。むしろ民間人の被害が幸運にも出なかったならば、そのほうが望ましいとさえ考えていたかもしれない。すなわち意図された結果とは、行為者によって望まれていた結果である。他方予見された結果は、望まれていたか否かと関係がない」。

これが有望でない根拠は、行為者によって望まれてはいるがなお意図されてはいないような結果というものが概念的に可能に思われるということである。私が歯磨きを怠ったせいで虫歯になり、歯医者へ行くとしよう。歯科医は私の歯の惨状を残念に思い、次のように考える。「この患者は歯の大切さをよくわかっていない。治療でちょっと痛い目にあえば、今後はもう少し歯を大切にす

---

<sup>7</sup> 本稿は DDE の〈条件 2〉の分析を行わないため、この仮定の正しさは論じないし、そもそもそれが正しいとはいかなることなのかも論じない。ただ仮定するのみである。

<sup>8</sup> 爆撃は共同行為の一種なのだが、ここではあたかも単独行為であるかのように単純化して考える。これによって議論に本質的な影響が生じることはない。



るかもしれない。ならば私の治療で苦痛を感じることは、大局的には望ましいことなのだ」。すなわち歯科医は、患者に苦痛を与えることは望ましいと判断した。しかしそれでもなお、歯科医は自らの職業倫理に逆らうことはなかった。つまり苦痛を与えることは意図せず、むしろ苦痛を避けることを意図して治療を行ったのだ。——このような状況は、まったく可能ではないだろうか。

あるいはもっと明白な例をあげれば、こうだ。私が6の目が出ることを望みつつ、サイコロを振る。はたしてサイコロは6の目を出す。このとき私は、6を出すことを意図してサイコロを振ったのだろうか。私は、意図的に6の目を出したのだろうか。どちらも否と答えるのが、圧倒的に正しいように思われる。

以上より、次のように言える。行為者がある結果を意図していたならば、その結果は行為者に望まれてもいた、と述べることはおそらく正しい。<sup>9</sup> だが逆はまったく正しくないのである。ある結果に対して「そうあれかし」という願望的な態度をとることは、「そうあらしめん」という意欲的な態度をとることとは根本的に異なっている。<sup>10</sup> 意図することとはまさに、この意味で意欲的な態度をとることであるはずだ。つまり単に判断する、願望する、予期する、甘受する、といったことのいずれでもなく、その結果へと積極的に自らを参与させることであるはずなのだ。そしてこのような参与は、行為を方向付け、制御するような実効的なものでなければならない。そのような行為への実効的影響力を欠くような心的状態を、意図と呼ぶことはできないだろう。もしそれを欠くのであれば、その心的状態とはせいぜい行為者の心情といったものにどまるだろうからだ。「行為するとき何を感じ、何を思っていたのか」という問いは「何を意図し、何に向けて行為していたのか」という問いとはまったく独立のものなのである。<sup>11</sup>

<sup>9</sup> このテーゼが必然的に妥当するか否かについては、Velleman (1992) などによって懐疑的な意見も提示されてきたが、少なくとも日常的に行われる行為の大部分についてこれが当てはまることは間違いないだろう。

<sup>10</sup> そして意欲的な態度には常に（あるいは少なくとも、ほぼ常に）願望的な態度も伴うのに対し、願望的な態度に常に意欲的な態度が伴うとはかぎらない。

<sup>11</sup> 前者は、アンスコムが行為の「感情的性格付け (sentimental characterisation)」と呼んだものに近い。彼女もまた、意図と感情的性格付けをはっきりと区別していた (Anscombe, 1963: 31-2)。

さて、意図にとって本質的であるような積極的参与は、行為論では「コミットメント」と呼ばれてきた。単に予見することと意図することの違いは、行為者が己をその結果へとコミットさせているか否かに存する。だとすれば、コミットメント概念の分析こそまさに、DDE の意味論的分析にとって必要なものである。本稿ではコミットメントという状態を、次のような一種の傾向性 (disposition) として扱うこととする。<sup>12</sup>

## コミットメント

行為者 A が事態 S にコミットメントをもっている (コミットしている) とは、A が次の条件を満たしていることである。

- (1) A の行動は、S の実現に貢献するように制御されている。<sup>13</sup>
- (2) A が事情の変化を認識しない限り、<sup>14</sup> この制御は持続する。

まず (1) の意味を、爆撃を指示した政治家を例にとって説明しよう。彼が兵器工場の破壊にコミットしていたならば、彼はその事態の達成を妨げるような要素を認識した時に、特別な理由がない限りはそれに対処しようとしたはずである。たとえば作戦の遂行中、実はその工場が兵器工場ではなく、本物の兵器工場は別の場所にあると判明したならば、軍に新しい指示を送って攻撃目標を変更しただろう。また逆にその事態の達成をより確実にする手段を発見したならば、特別な理由がない限りそれを利用したはずである。そして最後に、このような正負の要素をそもそも認識できるように注意を配ることも行動の制御に含めてよいだろう。

このような行動制御の状態、つまり目的となる事態への障害と好機に反応的

---

<sup>12</sup> cf. Bratman (1987) ; Stout (2006) 。また Roughley (2007) や Hills (2007) も、おもにブラットマンを典拠にして、コミットメントの概念を DDE の分析に使用することを検討している。

<sup>13</sup> 「されている」という表現は受動も、もちろん能動も含意しない意味で用いている。この制御そのものが何らかの意味で「自発的」であらねばならないのかという問いに本稿では立ち入らないということである。

<sup>14</sup> 「認識」の語は非叙実的 (non-factive) な意味で用いている。つまり、誤った認識であってもよい。

(sensitive) であるような傾向性は、十分な時間を通じて持続せねばならない。これが (2) の要求していることだ。「事情の変化」として最も代表的なのは、成功を認識することである。目標となる事態の達成が認識されれば、当然、行動の制御はそこで終了する。それ以外では、もともと実現が目指されていた事態に実現される価値がないと判明した場合も「事情の変化」に含まれる（兵器工場の破壊によって戦争を早期終結に導けるという仮説の正当性が否定された場合などである）。あるいは、その事態が実際には実現不可能であると判明した場合なども含まれるだろう。

以上の分析によれば、ある結果を意図して行為しているとはまさに、その結果に向けて自らの行動を制御し続けているということである。これがその結果を望んでいるか否かといった、行為者の心情それ自体とは概念的にまったく独立のファクターであることは明らかだろう。そしてこのような実効的統御としてのコミットメントは、意図の分析としてふさわしく、それゆえに DDE の分析に正しく寄与するものと考えられる。

以上によって、戦略爆撃と恐怖爆撃の概念的区別が可能になった。これは DDE の〈条件 1〉に関する意味論的な問いが答えられたことを表している。では、認識論的な問いはどう答えられるのだろうか。まず明らかなのは、当の爆撃のみを観察することでそれが戦略爆撃か恐怖爆撃か検証することは難しいということだ。むしろこの検証を行いたいならば、爆撃の瞬間を含む一定の期間にわたって行為者（政治家）の行動がどのように制御されていたかを調べるべきなのである。通常ならば、それによって判断の根拠に足るデータを集めることができるだろう。たとえばその工場のことだけでなく住民数などについても事前調査を行っていたのかどうか、もっと人的被害を与えるのに適した場所が他にあることを知っていたのかどうか、工場の破壊が確認されてもお爆撃を続けたのかどうか、使用された爆弾はどのような用途に適していたのか、など様々な情報が根拠になりうる。結局のところ、私たちが他人の意図を推定する時にふだん行っているのと同様のことをすればよいだけなのだ。

DDE に対してよく提起される疑念の一つは、「意図などというものは人の心の性質であるので外から確かめることはできないし、また本人の思いひとつでどうにでもなってしまう。そのようなもので行為の道德責任が左右されるとい

うのは、責任逃れをするための詭弁にすぎない」というものである。<sup>15</sup> しかしこの章の分析が正しければ、そのような疑念は的外れといってよいだろう。意図は実効的なコミットメントを必ず伴っており、決して心に秘匿された何かではないのである。<sup>16</sup> だからこそ、それは行為の道德責任を左右するのに十分な重要性も持ちうるのだ。

#### 4. 「近接性」の問題

ここまでの考察で、DDE の〈条件 1〉には十分に明確な意味論と、相応に信用できる認識論が与えられそうであるとわかった。しかし、このような意味論にもなお曖昧さが残る可能性がある。それを説明するために、この章ではフットが DDE に対して提起した「近接性 (closeness)」の問題を検討する。フットの有名な思考実験は、次のようなものである。<sup>17</sup>

##### 洞窟探検家と爆破された男

ある洞窟に探検家の一団が閉じ込められてしまった。そこに最後に入った男は太っていたため、入り口に挟まってどうしても抜けなくなってしまったのだ。入り口はその一箇所しかなく、このままでは彼ら全員が洞窟で死ぬしかない。ところが何の偶然か、探検家たちはダイナマイトを所持しており、これで太った男を爆破してしまえば、入り口は開き彼らは助かることができる。彼らは仕方なく男を爆破して脱出する。しかし彼らの意図は男を死に至らしめることではなく、あくまで男を木っ端微塵にして脱出口を開くことだったのだ。

この物語は DDE の適用例としてふさわしいであろうか。「我々が意図して

---

<sup>15</sup> たとえば、山本 (2003) を見よ。

<sup>16</sup> もちろんそれは、意図が実際に (actually) 行動に影響していなければならないということではない。むしろ、意図は行動に現れうるようなものでなければならない、つまり傾向性として (dispositionally) 行動に影響していなければならないということである。

<sup>17</sup> Foot (1967) をもとに再構成している。

いたのは彼の体を爆発四散させることであり、それによって彼が死ぬことは予見していたが、意図していなかった。それは不幸な副次的結果だったのだ」。このような弁明が、はたして可能であるだろうか。そうとは思われまいだろう。フット自身、直観的にはとても DDE を適用できないはずであるような例としてこの思考実験を作り上げたのである。この探検家ができるならば男を死なせたくないと思っていたとか、不本意な行為であったと述べることはもちろん可能であるけれども、殺すことを意図していないと述べることは不可能だ。生きた人間の体に多量のダイナマイトをくくりつけて点火しつつ、「殺す意図はない」などと述べるのは、まったく不誠実な発話というものである。<sup>18</sup>

その理由は、フットの表現によれば、人間の体を爆破することとその人間を殺害することの間にはあまりにも著しい近接性があるということだ。<sup>19</sup> そしてフットは次の問いを提起してみせる。我々が文字通り意図しているものと非常に近接したものもまた意図対象に含まれるとしたならば、その近接性の基準はいったいどこにあるのか、と。

フットの言う通り、意図した結果と極めて近接した結果について、それもまた行為者は意図していたとみなさねばならないことは確かであるように思われる。ただし、この近接性ということが意味しているのは出来事としての外延的な近接性ではありえないことを、ここで確認しておくべきだ。確かに、男を爆破したことと殺害したことは出来事として分離することが難しいかもしれない。というか、不可能かもしれない。<sup>20</sup> だが探検家の弁明が無効なのは、そのため

---

<sup>18</sup> ただし注意しておくが、私がここで述べているのは、探検家が殺害を意図していなかったことはありえないということであり、それゆえにまた、探検家の行為が DDE のゆえに責任を軽減・免除されることはありえないということである。探検家の行為が他の何らかの根拠によって、責任を軽減・免除されることがありえないと言うつもりはない。つまり、探検家は殺害を意図していたのだが、それでもこの行為は単なる殺人よりも責任が軽いのだ、と言いうる可能性は全く排除していない。

<sup>19</sup> この場合の近接性とは、もちろん因果的な、原因・結果間の近接性のことである。だが2節で述べた通り、DDE 自体が常に因果関係について適用されるのとは限らないのと同じように、因果関係以外の近接性もまた考えることはできるだろう。とはいえ、本稿では以下、因果的近接性のみを話を絞る。

<sup>20</sup> それが分離可能であるか否かは出来事の個別化条件として何を採用するかに直接的に依存する。たとえば時間空間的位置によってそれを個別化するのであるならば、爆破と殺害を分離することはかなり不可能に近いだろう。

ではないだろう。大前提として、意図は内包的なものだからである。つまり同一の出来事がある記述のもとで意図的であるからといって、別の記述のもとで意図的であるとは限らない (Anscombe, 1963: 11)。

フットに応答する形で、ヒルズはこの点を正しく指摘している。ヒルズは戦略爆撃の例に戻り、たとえば目標の兵器工場がその街で最も高い建物であったとしても、「兵器工場の爆撃」という記述のもとで意図的であるその行為が「最も高い建物の爆撃」という記述のもとで意図的であるとは限らないだろう、と論じる。これはその通りであろう。このように、外延的には（近接しているどころか）全く同一であるような出来事でさえ、一方の記述のもとでは意図し、もう一方の記述のもとでは意図しないということがまったく可能である。

ところが、そこから彼女は、探検家の行為についても同様に「男の体を爆破する」という記述のもとで——あるいは単に「障害物を取り除く」という記述のもとで意図的ではあっても「男を死に至らしめる」という記述のもとで意図的ではないことは原理的にありうる、という主張にまで進む (Hills, 2007: 265-6)。つまりヒルズに従えば、ダイナマイトをくくりつけて点火しながら「殺す意図はない」と述べることは誠実な発話でありうることになるのだ。そうだとすればまた、フットの疑問は解消へと導かれることにもなる。どれほど近接した二つの結果でさえ、一方のみを意図することは原理的に可能であるのだから、ある結果を意図しているか否かは、そもそも近接性によっては決定できない、と結論できることになるからだ。しかし、ヒルズの主張は果たして真実であろうか？

ここで3節の議論に立ち返るとしよう。私は意図の本性を、どのような目的に向かって行動が制御されているかというコミットメントに求めたのであった。ならば問題は、探検家の行為が出口の障害物を除去することにはコミットしているが、男を死に至らしめることにはコミットしていない、という状況がありうるか否かということになる。それはつまり、爆発によって出口の障害物を除去することについての好機と障害には反応的であるが、爆発によって男を死に至らしめることについての好機と障害には反応的でない、というような傾向性を有していることがありうるか否か、ということである。

そして、これは慎重に回答されねばならない。もし仮に、探検家の点火した

ダイナマイトによって男の体は爆発四散するものの、なぜか奇跡的に男は生き残っていた、というような不条理な状況が起こり得たのだとしたら、その状況下で探検家は、なおも男にとどめを刺そうとはしないかもしれない。だとしたらその意味において、探検家は確かに、男を死に至らしめることにコミットしていないと言いうるだろう。探検家が行為する時にもっていた、障害物を除去することへのコミットメントは、男を殺害することへのコミットメントと、形而上学的な傾向性としては依然として異なっていると言いうるだろう。確かにこの点において、ヒルズの指摘には真理があることを認めるべきだ。

しかし他方でまた、次のように言うこともできる。この状況で探検家が持ちうる障害除去へのコミットメントと、殺害へのコミットメントとは、上のように極めて想像しづらい——私たちの知っている自然法則に従う限り、実際には起こりえないとすら言ってもよい——状況においてしか顕在化し得ないような、極めて瑣末な差異しかもたない傾向性なのである。つまりこの二つのコミットメントとは、まさしく、形而上学的に極めて近い（close）状態なのだ。フットのいう近接性の問題は、このようにしてコミットメントという傾向性の近さ、つまり類似性の問題へと帰着するのではないか。

障害除去へのコミットメントと殺害へのコミットメントが著しく近い状態であり、自然法則的に可能であるような諸状況において一切の差異が認められないほどに類似しているのだとするならば、ヒルズの懐疑的見解に待ったをかける一つの方向性が見えてくるように思われる。本稿でそれを詳細に論じることは残念ながらできないのだが、以下その方向性の概略を示すことで、論を締めくくることとする。

まず、傾向性という状態について、次のような存在論的立場をとることは十分に正当ではないだろうか。つまり、

- (1) 傾向性 A と傾向性 B は、C という状況下においてのみ差異が顕在化する。ただし、
- (2) C という状況が生じることは不可能である。

という二つの条件が課されたとき、A と B はまさに同一の傾向性である、とみ

なすことは問題ないのではないか。もしそうであるとすれば、次に問われるべきは、(2)における不可能性が、どのような意味における不可能性を意味するのかである。ヒルズの主張に認めるべき点があることを確認した時、すでに明らかとなっていたように、その不可能性を純粹に形而上学的な可能性として扱うことも可能ではある。そうした場合、障害除去へのコミットメントと殺害へのコミットメントについては(2)が満たされないがゆえに、この基準を受け入れてもなお異なった傾向性を見なしうる。

だが、それは必ずしも唯一の選択肢というわけではない。もしも(2)における不可能性を、たとえば自然法則的な不可能性に限定して解釈することができるのであれば、その解釈においては、これらのコミットメントがまったく同一の傾向性だとみなすこともできる。すなわち私が述べたいのは、このことである。障害除去へコミットしつつ、殺害にはコミットしないことは可能であると言えるような意味における、「可能性」概念の用法が存在するのと同様に、それが不可能であると言いうる「可能性」の用法もまた存在する。

であるとすれば、まさに後者のような可能性のみを問題とする限りにおいては、洞窟探検家の事例はやはり DDE の適用範囲から外れることとなる。探検家が善い結果(障害除去)を意図してはいたが、悪い結果(殺害)のほうは意図していなかった、という状況は結局「不可能である」と有意味に主張できるからだ。問題となるような可能性の意味合いをある程度限定するならば、洞窟探検家の物語は、DDE の〈条件1〉を決して満たしえないものとみなすことができるのだ。

そして最後に、探検家の行為が DDE によって擁護し得るか、そこに道徳責任は十全に存するのか、といった実践的な問題を論じるにあたって関連性のある(relevant)可能性概念は、純粹形而上学的な可能性というよりむしろ、自然法則等を考慮して、より現実的に限定された可能性である、と主張することは決して不当なことではないように思われる。もしそうであるとするならば、洞窟探検家の事例を DDE の適用範囲から外れるものとみなすことには、十分な根拠があると結論できるだろう。

以上は先に述べた通り概略にすぎないものであるし、議論の余地が多く残されていると思われる。だがさらなる検討や洗練化を試みることは、今後の課題



としておきたい。

最後に、もともとフットが提起した疑問へと戻ってみよう。すなわち、善い結果を意図しつつ、それと近接した悪い結果のほうは意図しない、ということが上で問題にしたような意味において不可能であると言えるための基準とは何であるのか？ 人体が爆発四散したが生命は失われなかったという状況が不可能だ、というのと同じ意味において、たとえば心臓にナイフが突き刺さったが生命は失われなかったという状況は不可能だろうか？ ナイフではなくライフルの弾だったならどうだろうか？ …このような問いの連続に、唯一の具体的な基準をもって答えることを私は試みようとは思わない。むしろ、唯一の基準など存在しないのだと考えるべきなのではないかと思っている。これは実践哲学において常につきまとう曖昧性 (vagueness) の問題の一例であり、私たちはそれを受け入れるべきなのだ。しかしもちろん、ある区別が時に曖昧であるからといって、その区別が常に無意味であることにはならない——昼と夕方間に境界線を引けないからといって、それらの区別が無意味ではないように。二つのうち一方の状況のみが現実化するということが可能か否か、明白に判断可能であるような状況も大いにありうるのだ。洞窟探検家と爆破された男の思考実験も、そのような事例の一つだと言えるだろうし、戦略爆撃と恐怖爆撃の例もまたそうであったろう。

## 総括

本稿では「意図して」行為することと「知った上で」行為することの間には重大な相違があるという見込みのもとで、そもそもこの概念的区別が正確にはどのようなものであるのかを、行為論におけるコミットメントという概念を中心として分析し、それによって二重結果の原理＝DDE の本性を明らかにしてきた。本稿の議論が正しいとすれば、DDE の土台となっているこの区別は十分明瞭なものであり、DDE は責任逃れの詭弁と呼べるようなものではない。またフットにより提示された近接性の問題は、人が意図しているものと意図していないものの区別が時に曖昧でありうることを浮き彫りにしているが、やはり、それによって DDE が無意味であるということにはならない。以上の記述的な考

察によって、DDE が道徳原理として真に正当であるのか、あるいは何故正当であるのかという議論を行う土台を作ることに多少なりとも貢献できていれば、本稿の試みは成功したことになる。

## 文献

- Anscombe, G. E. M. [1958] (2005) “Modern Moral Philosophy,” in her *Human Life, Action and Ethics*, Imprint Academic, 169-94.
- . [1963] (2000) *Intention* (2nd ed.), Harvard University Press.
- . [1982] (2005) “Action, Intention and ‘Double Effect’,” in her *Human Life, Action and Ethics*. Imprint Academic, 207-26.
- Bratman, M. E. [1987] (1999) *Intention, Plans, and Practical Reason*, CLSI Publications.
- Davidson, D. [1963] (2001) “Actions, Reasons, and Causes,” in his *Essays on Actions and Events*, Oxford University Press, 3-20.
- Foot, P. (1967) “The Problem of Abortion and the Doctrine of the Double Effect,” *Oxford Review* 5, 5-15.
- Goldman, A. (1971) “The Individuation of Action,” *The journal of Philosophy* 68, 761-74.
- Hills, A. (2007) “Intentions, Foreseen Consequences and The Doctrine of Double Effect,” *Philosophical studies* 133, 257-83.
- Mele, A. R. (1997) “Agency and Mental Action,” *Noûs* 31, 231-49.
- Roughley, N. (2007) “The Double Failure of “Double Effect”,” in C. Lumer & S. Nannini (eds.), *Intentionality, Deliberation, and Autonomy: The Action-Theoretic Basis of Practical Philosophy*, 91-116.
- Stout, R. (2006) *Action*, McGill-Queen’s University Press.
- Velleman, J. D. (1992) “The Guise of the Good,” *Noûs* 26, 3-26.
- 山本芳久 (2003) 「「二重結果の原理」の実践哲学的有効性」『死生学研究』1, 295-316.

(びしゃご こうすけ／東京大学)